

学校における食物アレルギー対応



(1) はじめに

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送る上で十分な注意が必要です。特に小中学校の集団生活では、食物アレルギーを持つ子どもの保護者から情報提供を受け、主治医などとの連携に加え、教職員間でも情報を共有し備えておかなければなりません。

豊島区立小中学校では、食物アレルギーを持つ子どもが小中学校で安全・安心な生活を送ることができるよう万全な体制で受け入れをしています。

(2) 食物アレルギーとは

私たちの体には、ウイルスや細菌などの異物が入ってきたときに、これらの外敵から体を守る「免疫」というしくみが備わっています。この免疫のしくみが、食べ物や花粉など、私たちの体に害を与えない物質に対しても過剰に反応してしまうのが「アレルギー反応」です。

食物アレルギーは、原因となる食べ物を食べたり触ったりした際に発症し、その症状は、皮膚、呼吸器・消化器あるいは全身に生じます。

(3) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴（ゼーゼーした呼吸）や呼吸困難などの症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、対応が遅れると生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

食物アレルギーの対応には医師の診断が必要です

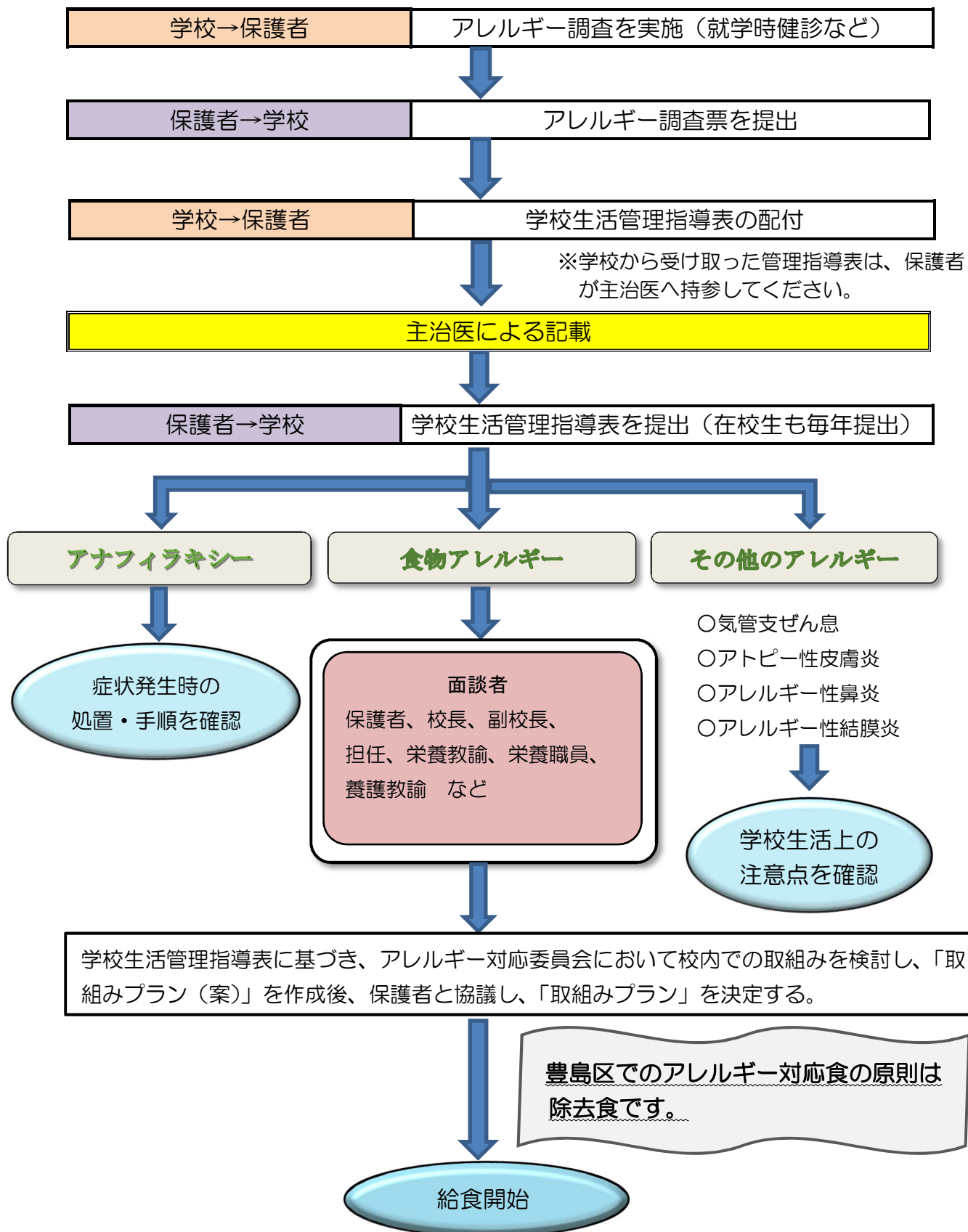
- 医師から食物アレルギーと診断されている方
 - 家庭でも医師の指示による食事療法（原因食材の除去）を行っている方
- 上記の要件を満たす方が学校でのアレルギー対応の対象となります。

(4) 豊島区の学校給食における食物アレルギー対応

安全性を最優先して、以下の対応を行っています。

全員に配付	詳細な献立表の提供	対象者	比較的症状が軽く、本人が原因物質を取り除くことができる児童・生徒を含む、在籍するすべての児童・生徒（下記①、②対応の児童・生徒及びその保護者にも提供します）
個別の対応	① 除去食の提供	対象者	自宅でも除去食対応を行っており、学校給食においても対応が可能な児童・生徒
		内容	アレルギー原因食材を除去した給食を提供します。除去した結果、献立が成り立たない場合には、弁当持参をお願いすることがあります。
	② 弁当対応 (一部・全部)	対象者	アレルギー原因食材の種類が多い、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす等の理由で、給食を提供することが困難（危険）な児童・生徒
		内容	<p>ア 完全弁当対応：すべての料理において、弁当持参をお願いします。</p> <p>イ 一部弁当対応：除去食が困難な料理のみ弁当持参をお願いします。</p>

豊島区立小・中学校におけるアレルギー対応の手順



学校給食における具体的な対応レベルを決定するためには、学校生活管理指導表では把握しきれない詳細なアレルギー経過や家庭での食事状況を把握する必要があります。そのために、個別面談の際には保護者から学校へ詳細な情報をお伝えください。

Q&A

Q.「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、毎年提出が必要ですか？

A.毎年提出が必要です。学校生活管理指導表は、個々の児童・生徒への適切な対応について医学的な判断に基づいて行えるよう、保護者・学校・医師で情報を共有するための書類です。食物アレルギー症状は、成長等により変化します。適切な対応をとるため、毎年、医師の診断のもと、症状・留意点の変化を確認し、学校生活管理指導表を提出していただく必要があります。

Q.アナフィラキシーを起こしたらどのような対応をしてくれますか？

A.医療機関に速やかに搬送します。エピペン®が処方されている場合は、その場で注射します。エピペン®はアナフィラキシーが疑われる場合に使用するアドレナリン自己注射薬です。あらかじめ学校と共通理解した上で、緊急時において、学校の教職員が使用することもあります。

Q.すべての学校で希望した食物アレルギー対応を行っていただけますか？

A.児童・生徒・学校の実態に合わせて対応を行います。児童・生徒の症状、学校の施設状況や、対応すべき児童・生徒の人数等により、ご希望に添えない場合があります。学校における対応は、児童・生徒の安全を最優先に考えて行います。そのため、同じ学校においても、児童・生徒ごとに対応に違いが出る場合や、年度によって対応が変わる場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q.アレルギー原因食材でも調理法によっては食べられるのですが、その場合は食べさせていただけますか？

A.豊島区のアレルギー対応は原因食材の完全除去（提供するかしないか）を基本としています。これは、国の指針に基づく対応であり、アレルギー対応が必要な子どもたち全体の安全性を向上させるためです。対応が必要な児童・生徒は増えており、限られた人員・設備・時間で各児童・生徒に応じた対応を行う事は難しく、混入や誤配膳等の事故誘発・現場の混乱に繋がりがかねません。普段は大丈夫でも、体調により発症するケース・一日の摂取量が多くなり発症したケースもあるため、より安全性を考慮しての対応です。また、上記理由により、除去食の調理は、その学校に在籍する除去が必要な児童・生徒みなさんが食べられる、対象の原因食材全てを除去した統一食を提供します。（食べられる食材でも除去される場合があります。）ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

豊島区教育委員会事務局 学務課 保健給食グループ 03-3981-1176（直通）